

内航海運税制について

(国 税)

1. 特定設備等の特別償却

(1) 船舶及び機械その他設備

内航近代化船 16/100

二重構造タンカー 18/100

(2) 代替フロン対応型設備

コック用冷凍装置 16/100

(取得価額 230 万円以上；海上コック(CFC 分)は対象外)

2. 中小企業者の機械等の特別償却又は税額控除

特別償却 30/100

税額控除 7/100

取得価額 160 万円以上の機械及び装置

内航貨物船(取得価額の 75%)

(税額控除は、個人及び資本金 3,000 万円以下の法人のみ)

3. 特定の事業用資産の買い換え等の場合の課税標準の特例措置

(1) 船舶から船舶への買い換え

圧縮記帳(譲渡差益の 80%)

(2) 内航船舶から船舶以外の減価償却資産への買い換え

圧縮記帳(譲渡差益の 80%)

(地方税)

固定資産税の課税の特例

船舶

課税標準の特例

内航船舶 1/2

離島航路用の新造船隻 当初 5 年度分 1/3